

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年5月17日
【会社名】	株式会社ニトリホールディングス
【英訳名】	Nitori Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 白井 俊之
【本店の所在の場所】	札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は 下記「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都北区神谷三丁目6番20号
【電話番号】	(03)6741-1204
【事務連絡者氏名】	財務経理部ゼネラルマネジャー 武田 史紀
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

1【提出理由】

平成28年5月13日開催の当社第44回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成28年5月13日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

候補者番号 1 似鳥 昭雄

候補者番号 2 白井 俊之

候補者番号 3 古宮 小進

候補者番号 4 池田 匡紀

候補者番号 5 須藤 文弘

候補者番号 6 安藤 隆春

候補者番号 7 川村 隆

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

候補者番号 1 久保 隆男

候補者番号 2 竹島 一彦

候補者番号 3 鈴木 和宏

候補者番号 4 立岡 恒良

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第6号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成割合) (注)4
第1号議案	949,123	1,744	133	(注)1	可決 (99.66%)
第2号議案					
1 似鳥 昭雄	905,794	44,588	612	(注)2	可決 (95.11%)
2 白井 俊之	918,818	31,566	612		可決 (96.48%)
3 古宮 小進	920,666	29,604	726		可決 (96.68%)
4 池田 匡紀	920,792	29,592	612		可決 (96.69%)
5 須藤 文弘	920,773	29,611	612		可決 (96.69%)
6 安藤 隆春	902,804	47,580	612		可決 (94.80%)
7 川村 隆	943,851	7,014	133		可決 (99.11%)
第3号議案					
1 久保 隆男	913,238	37,370	387	(注)2	可決 (95.90%)
2 竹島 一彦	927,948	22,182	866		可決 (97.44%)
3 鈴木 和宏	946,085	4,526	387		可決 (99.34%)
4 立岡 恒良	946,080	4,531	387		可決 (99.34%)
第4号議案	949,922	913	165	(注)3	可決 (99.75%)
第5号議案	949,906	929	165	(注)3	可決 (99.75%)
第6号議案	654,176	296,688	133	(注)3	可決 (68.69%)

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。

4. 賛成割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数(本総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分)に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上